

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>地方独立行政法人に対する寄附金等・重要文化財等の譲渡に係る課税標準の特例措置の拡充（総務省との共同要望）</p> <p>（国 18）（法人税：義）（所得税、相続税：外）</p> <p>（地 18）（法人住民税、事業税：義）（個人住民税：外）</p>
2	要望の内容	<p>○現行、地方独立行政法人に対して個人・法人が寄附を行った場合に、以下の課税標準の特例措置が設けられている（以下、「特例①」と総称）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産を寄附した場合に、譲渡所得をなかったものとみなす（所得税） ・寄附金を支出した場合に、一定金額を所得額から控除（所得税） ・寄附金を支出した場合に、一定金額を損金に算入（法人税） ・相続財産を贈与した場合に、当該財産の価額を課税計算の基礎に算入しない（相続税） <p>○また、現行、地方公共団体等に対して個人・法人が重要文化財等を譲渡した場合に、以下の特例措置が設けられている（以下、「特例②」と総称）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人が重要文化財（土地を除く）を国（独立行政法人国立文化財機構、国立美術館、国立科学博物館を含む。）又は地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得については、所得税は課されない（以下、「特例②－1」と略す）。 ・個人が重要有形民俗文化財（土地を除く）を国（独立行政法人国立文化財機構、国立美術館、国立科学博物館を含む。）又は地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得については、その2分の1に相当する金額が控除される（平成26年12月31日までの時限措置）（以下、「特例②－2」と略す）。 ・個人又は法人が史跡、名勝、天然記念物及び重要文化財として指定された土地を国（独立行政法人国立文化財機構及び国立科学博物館を含む。）又は地方公共団体に譲渡する場合の譲渡所得については、原則として、2,000万円までの特別控除または損金算入の特例の適用を受ける（以下、「特例②－3」と略す）。 <p>○地方公共団体からの要望を踏まえ、平成25年10月に地方独立行政法人法施行令の改正を行い、地方独立行政法人の対象業務に博物館等の設置・管理を追加したところ。このため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例①については、博物館等^{※1}の設置・管理を行う地方独立行政法人に対する寄附についても、上記課税標準の特例措置の対象とする。 <p>（※1）博物館、美術館、植物園、動物園及び水族館をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例②については、いわゆる「博物館相当施設」^{※2}を設置・管理する地方独立行政法人（特例②－3については、その中でも、改正後の地方独立行政法人法施行令第4条第3号に掲げる博物館又は植物園を設置・管理する地方独立行政法人に限る。）に対する重要文化財等の譲渡についても、上記課税標準の特例措置の対象とする。 <p>（※2）博物館法第29条の規定により博物館に相当する施設として国又は都道府県の教育委員会により指定された施設をいう。</p> <p>※なお、本評価は、事前評価の義務付け対象である特例②について行うものである。</p>
3	担当部局	文部科学省生涯学習政策局社会教育課・文化庁文化財部伝統文化課
4	評価実施時期	平成25年10月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>【特例②について】</p> <p>昭和47年度 国に対し重要文化財・準ずる文化財の売り渡しの際の譲渡所得税の非課税措置の創設</p> <p>昭和50年度 国に加え、地方公共団体に売り渡した場合への拡充（重要文化財のみ）</p> <p>昭和55年度 有効期限の設定（昭和57年12月31日まで）</p> <p>昭和57年度 5年間の延長（昭和62年12月31日まで）</p> <p>昭和62年度 5年間の延長（平成4年12月31日まで）</p> <p>平成4年度 ①準ずる文化財について2分の1課税に変更 ②5年間の延長（平成9年12月31日まで）</p> <p>平成9年度 5年間の延長（平成14年12月31日まで）</p> <p>平成13年度 独立行政法人国立博物館等に売り渡した場合の特例の維持</p>

		<p>平成 14 年度 5 年間の延長（平成 19 年 12 月 31 日まで）</p> <p>平成 19 年度 重要文化財については恒久措置化、準ずる文化財については 5 年間の延長（平成 24 年 12 月 31 日まで）</p> <p>平成 23 年度 国に加え、地方公共団体に売り渡した場合への拡充とともに、2 年間の延長（平成 26 年 12 月 31 日まで）（重要有形民俗文化財のみ）</p>
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>○重要文化財等について所有者等による管理が適切でない場合には、その散逸・滅失等を防ぎ、保存・活用を適切に行うこと</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>【特例②-3 について】</p> <p>○文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）（抄）</p> <p>第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）（抄）</p> <p>文化芸術立国を目指し、国として、日本文化・価値の発信や文化財の保存・活用・継承、国立文化施設の機能強化、文化芸術の担い手の育成と子どもの文化芸術体験機会の確保など文化芸術を振興する</p> <p>○日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）（抄）</p> <p>・国宝、重要文化財などの地域の文化財について、保存・整備を図る</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【特例②-3 について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省政策目標 1-3 地域の教育力の向上 ・文部科学省政策目標 1 3-2 文化財の保存及び活用の充実
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>【特例②-3 について】</p> <p>○国民共通の貴重な財産である重要文化財等について、所有者等による管理が適切でない場合には、個人・法人から博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人への移転の促進を図ることにより、その散逸・滅失等を防ぎ、保存・活用を適切に行うこと</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>【特例②-3 について】</p> <p>個人・法人から博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人へ譲渡された重要文化財等の件数</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>【特例②-3 について】</p> <p>個人・法人から博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人へ譲渡された重要文化財等の件数が増加することにより、博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人による当該重要文化財等の適切な保存・活用が図られる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>【特例②-3 について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人から地方公共団体への重要文化財（建造物）として指定された土地の譲渡 平成 24 年度 1 件 ・個人又は法人から国又は地方公共団体への史跡名勝天然記念物として指定された土地の譲渡 平成 22 年度（推計値） 866 件 <p>※平成 22 年度以外にも実績はあると考えられるものの、具体的な数値は把握していない。</p>
		<p>② 減収額</p> <p>0 百万円</p>

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：—）</p> <p>【特例②－３について】</p> <p>現在、既に譲渡先の対象となっている国又は地方公共団体への重要文化財等の譲渡については、上記「８ 有効性等 ① 適用数等」に記載した実績があるところであり、今後、譲渡先として博物館等を設置・管理する地方独立行政法人を追加することにより、さらに重要文化財等の公有化が推進すると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：—）</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：—）</p> <p>【特例②－３について】</p> <p>国民共通の貴重な財産である重要文化財等について、所有者等による管理が適切でない場合に、個人・法人から博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人への移転が促進されず、その散逸・滅失等を防ぎ、保存・活用を適切に行うことが出来なくなることが懸念される。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：—）</p> <p>—</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>【特例②－３について】</p> <p>現行、地方公共団体が運営する博物館等や、国の独立行政法人が運営する博物館等（（独）国立文化財機構、（独）国立美術館、（独）国立科学博物館）に対する重要文化財等の譲渡所得に係る課税標準の特例措置が認められていることに鑑みれば、地方独立行政法人が運営する博物館等についても同様の特例措置を認めることは妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【特例②－３について】</p> <p>現在、地方公共団体が史跡等を公有化する事業に対して、国からの予算補助が行われており、この予算措置と、譲渡所得に係る本税制措置があいまって史跡等の地方独立行政法人への譲渡が促進される。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>【特例②－３について】</p> <p>重要文化財等は、当該文化財が所在する地域の特性に応じたものもあることから、博物館等を設置・管理する地方公共団体又は地方独立行政法人がこれらを所有することが妥当な場合があり、このような場合には、当該文化財が所在する地域において公開等の保存・活用が図られることとなる。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—